

# マイナンバーカードを 貸出証として利用できます



岐阜県図書館では、総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」の実証事業に参加し、マイナンバーカードを貸出証として利用できるサービスを実施しています。

## 事業概要

総務省が構築したクラウド型の共同システムを活用することで、マイナンバーカードがあれば貸出証を持参しなくても資料の貸出を受けることができます。

※マイナンバー(個人番号)を使用するのではなく、カードに埋め込まれた IC チップの空き領域を利用します。

## 利用するための手続き

- ・岐阜県図書館で貸出証の交付を受ける。
- ・マイナンバーカードを取得する。
- ・ご自宅のパソコンから下記サイトでマイキー ID を作成する。

マイキープラットフォーム <https://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/>

お問い合わせ [058-272-8153](tel:058-272-8153) (県情報企画課)

- ・マイナンバーカードと貸出証を岐阜県図書館2階第3カウンターへ持参し、マイナンバーカードが貸出証として利用できるよう手続きする。

## 実施期間

平成 30 年 2 月 1 日 (木) ~

※終期未定

## 利用場所

岐阜県図書館 各カウンター

令和元年 12 月 18 日 (水) から、すべてのカウンターで利用できるようになりました

## その他

マイナンバーカードの取得については、住民票のある市町村にお問い合わせください。  
またはマイナンバーカードの総合サイト(下記 URL)をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

## マイキープラットフォーム構想とは

マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを 1 枚で対応できるようにし、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイルを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした事業です。

